

議案第48号

守谷市政治倫理審査会の設置に関する条例

守谷市政治倫理審査会の設置に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年 5 月 3 1 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
48号	1

守谷市政治倫理審査会の設置に関する条例

(設置)

第1条 守谷市長等の政治倫理に関する条例(平成30年守谷市条例第 号。以下「市長等条例」という。)及び守谷市議会議員の政治倫理に関する条例(平成11年守谷町条例第37号。以下「議員条例」という。)に規定する審査等その他の処理を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、守谷市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)市長等条例第16条第3項に規定する審査を行い、審査報告書を作成し、これを提出すること。
 - (2)市長等条例第17条第2項において準用する同条例第16条第3項に規定する審査を行い、審査報告書を作成し、これを提出すること。
 - (3)議員条例第10条第1項及び同条例第11条第1項の規定により調査の依頼があった場合に、当該事項について調査を行い、その結果を報告すること。
- 2 審査会は、前項に規定する事務を行うほか、政治倫理の確立に関する事項について、市長又は議長に対し建議することができる。

(審査会委員の選任等)

第3条 審査会の委員は5人とし、地方自治の本旨に理解があり、かつ、政治倫理及び法律に関し専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民で、公募に応じた者のうちから、いずれも議会の同意を得て市長が委嘱する。

- 2 市長は、専門的知識を有する者の委員が欠けたときは、速やかに議会の同意を得てこれを補充し、公募に応じた者の委員が欠けたときは、速やかに公募を行い、公募に応じた者のうちから、議会の同意を得てこれを補充する。
- 3 審査会の委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査会委員の除斥については、法第117条の規定を準用する。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。た

議案	頁数
48号	2

ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集し、市長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開で行うことを原則とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を要する。
- 5 審査会の傍聴に関しては、守谷市議会傍聴規則（昭和60年守谷町議会規則第2号。以下「規則」という。）の例による。ただし、規則第3条及び規則第7条については適用しない。この場合において同規則中、「議会」とあるのは「審査会会議」と読み替えるものとする。
- 6 傍聴人の定員は、別に定める。

（会議録の調製）

第6条 会議録には、会長が署名するものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

3 会議録は、会議後遅滞なく公表するものとする。ただし、非公開とされた会議の会議録は、この限りでない。

（調査権）

第7条 審査会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、市長等、議員その他の関係人に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

（秘密保持義務）

第8条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員の報酬及び費用弁償）

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定める。

（庶務）

第10条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

議案	頁数
48号	3

- 2 市長等条例附則第5項の規定による改正前の守谷市政治倫理条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により置かれた守谷市政治倫理審査会(「旧審査会」という。)は、第1条の規定により置かれた審査会とし、同一性を持って存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第4条第3項の規定により旧審査会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に第3条第1項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

議案	頁数
48号	4

提案理由（議案第48号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、現行の守谷市政治倫理条例を市長、副市長及び教育長を対象とする条例と市議会議員を対象とする条例のそれぞれ独立した条例とすることに伴い、守谷市政治倫理審査会に関する事項を規定する条例を新たに制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
48号	5